

生活福祉資金 申込・相談窓口（岐阜県内の市町村社会福祉協議会）

市町村社協名	住所	電話番号
岐阜市社会福祉協議会	〒500-8309 岐阜市都通 2-2 岐阜市民福祉活動センター内	058-253-0294
大垣市社会福祉協議会	〒503-0922 大垣市馬場町 124 市総合福祉会館内	0584-75-0014
高山市社会福祉協議会	〒506-0053 高山市昭和町 2-224 総合福祉センター内	0577-35-0294
多治見市社会福祉協議会	〒507-0041 多治見市太平町 2-39-1 多治見市総合福祉センター内	0572-24-3502
関市社会福祉協議会	〒501-3802 関市若草通 2-1 わかくさプラザ内	0575-23-5444
中津川市社会福祉協議会	〒508-0045 中津川市かやの木町 2-5	0573-66-1111 (内線 643)
美濃市社会福祉協議会	〒501-3743 美濃市 95-2 市福祉会館内	0575-33-1122 (内線 147)
瑞浪市社会福祉協議会	〒509-6123 瑞浪市樽上町 1-77 市民福祉センターハートピア内	0572-68-4148
羽島市社会福祉協議会	〒501-6255 羽島市福寿町浅平 3-25 羽島市福祉ふれあい会館内	058-391-0631
恵那市社会福祉協議会	〒509-7201 恵那市大井町 727-11 恵那市福祉センター内	0573-26-5221
美濃加茂市社会福祉協議会	〒505-0031 美濃加茂市深田町三丁目 5 番 8 号	0574-28-6111
土岐市社会福祉協議会	〒509-5202 土岐市下石町 1060 総合福祉センターウエルフェア土岐内	0572-57-6661
各務原市社会福祉協議会	〒504-0912 各務原市那加桜町 2-163 各務原市総合福祉会館内	058-383-7610
可児市社会福祉協議会	〒509-0207 可児市今渡 682-1 可児市福祉センター内	0574-62-1555
山県市社会福祉協議会	〒501-2104 山県市東深瀬 696-1	0581-23-1211
瑞穂市社会福祉協議会	〒501-0222 瑞穂市別府 1283 総合センター内	058-322-8668
飛騨市社会福祉協議会	〒509-4221 飛騨市古川町若宮 2-1-66 古川町総合会館内	0577-73-3214
本巣市社会福祉協議会	〒501-0401 本巣市上保 1261-4 糸貫ぬくもりの里内	058-320-0531
郡上市社会福祉協議会	〒501-4607 郡上市大和町徳永 585 番地 郡上市役所大和庁舎内	0575-88-9988
下呂市社会福祉協議会	〒509-2202 下呂市森 883-1 下呂福祉会館 3 階	0576-23-0783
海津市社会福祉協議会	〒503-0411 海津市南濃町駒野 827-1 総合福祉会館ゆとりの森内	0584-55-2300

市町村社協名	住所	電話番号
岐南町社会福祉協議会	〒501-6004 羽島郡岐南町野中 8-75 岐南町総合健康福祉センター内	058-240-2100
笠松町社会福祉協議会	〒501-6063 羽島郡笠松町長池 408-1 笠松町福祉健康センター内	058-387-5332
養老町社会福祉協議会	〒503-1314 養老郡養老町高田 79-2 老人福祉センター内	0584-34-3504
垂井町社会福祉協議会	〒503-2121 不破郡垂井町 1305-2 垂井町福祉会館内	0584-23-3335
関ヶ原町社会福祉協議会	〒503-1501 不破郡関ヶ原町関ヶ原 2490-29 国保関ヶ原診療所北棟	0584-43-2943
神戸町社会福祉協議会	〒503-2324 安八郡神戸町八条 258-2	0584-28-0223
輪之内町社会福祉協議会	〒503-0204 安八郡輪之内町四郷 2537-1 保健福祉センター内	0584-69-4433
安八町社会福祉協議会	〒503-0115 安八郡安八町南今ヶ淵 400 安八町中央公民館 2 階	0584-47-7704
揖斐川町社会福祉協議会	〒501-1314 揖斐郡揖斐川町谷汲名礼 265 番地 43 谷汲文化会館内	0585-56-3700
大野町社会福祉協議会	〒501-0592 揖斐郡大野町大野 80	0585-34-2130
池田町社会福祉協議会	〒503-2417 揖斐郡池田町本郷 1628-2	0585-45-8123
北方町社会福祉協議会	〒501-0431 本巢郡北方町北方 1345-2 北方町老人福祉センター内	058-324-6550
坂祝町社会福祉協議会	〒505-0071 加茂郡坂祝町黒岩 153-1 サンライフさかほぎ内	0574-27-1222
富加町社会福祉協議会	〒501-3305 加茂郡富加町滝田 1381-1	0574-54-1312
川辺町社会福祉協議会	〒509-0303 加茂郡川辺町石神 128 やすらぎの家内	0574-53-2121
七宗町社会福祉協議会	〒509-0511 加茂郡七宗町神淵 10327-1 サンホーム七宗内	0574-46-1294
八百津町社会福祉協議会	〒505-0301 加茂郡八百津町八百津 3836-3	0574-43-4462
白川町社会福祉協議会	〒509-1113 加茂郡白川町三川 2065-2 福祉センター内	0574-72-2327
東白川村社会福祉協議会	〒509-1302 加茂郡東白川村神土 697-1	0574-78-2059
御嵩町社会福祉協議会	〒505-0116 可児郡御嵩町御嵩 1239-10 希らり館内	0574-67-6710
白川村社会福祉協議会	〒501-5692 大野郡白川村鳩谷 517 白川村役場内	05769-6-1311

生活福祉資金（教育支援資金）のご案内

○ 目的

低所得世帯に対し、学校教育法に定められた高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程含む）、大学、短大（専修学校の専門課程含む）、又は高等専門学校に就学又は入学するのに必要な経費をお貸しする制度です。

○ 教育支援資金の種類及び貸付条件

資金種類	貸付上限額	貸付期間	据置期間	償還期限
教育支援費	次の学校に就学するのに必要な経費（注1） 高等学校 月額 35,000 円以内 高等専門学校 月額 60,000 円以内 短期大学 月額 60,000 円以内 大学 月額 65,000 円以内	修業年限 （注3）	卒業後 6カ月以内	原則として 10年以内
就学支度費	上記学校への入学に際し必要な経費（注2） 500,000 円以内			

（注1）就学するのに必要な学費等（授業料、設備費、PTA会費、通学定期代等）としてかかる金額から自己資金（被保護世帯は保護支給額を含む）、公立高校の授業料の無償化及び就学支援金制度で対応できる金額を除き、限度額の範囲で貸付けをします。原則として、納付期限を過ぎている学費については、貸付けできません。また他制度が優先のため、他制度による貸付が可能な場合は対象外です。

（注2）入学に際して必要な支度費（入学金、教科書・制服・通学カバン・通学用自転車代等）としてかかる金額から自己資金（被保護世帯は保護支給額を含む）で対応できる金額を除き、限度額の範囲で貸付けをします。

納付期限を過ぎている経費については、貸付けできません。また他制度が優先のため、他制度による貸付が可能な場合は対象外です。ただし、授業料等（本制度の教育支援費にあたるもの）については、他制度を利用し、就学支度費のみ本制度を利用することは可能です。

（注3）最短修業年限が貸付期間です。留年の期間は対象になりません。

○ 貸付利子 無利子

○ 貸付対象世帯

岐阜県内に居住されている世帯（居住地と住民票が一致していること）であって、生活保護世帯又は世帯の収入が一定基準以下の世帯（市町村民税非課税・均等割課税程度）。

外国人の場合は、外国人登録が行われていて住民票及び在留カードで確認でき、現在地に6カ月以上居住し、将来とも永住が確実に見込まれることが要件です。

なお、次の世帯は貸付けができません。

- ① 世帯員が生活福祉資金貸付制度の連帯保証人になられている世帯
- ② 世帯員が生活福祉資金貸付制度を利用しており、相当期間滞納している世帯

- ③ 多額の負債を抱えている世帯や破産申立手続中または破産後免責決定していない世帯（特定調停、民事再生、任意整理等を含む）
- ④ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯

※他制度が優先されるため、他制度（日本学生支援機構奨学金、岐阜県選奨生等奨学金、母子父子寡婦福祉資金修学資金、日本政策金融公庫教育ローン等）を借りている世帯は、ご相談時に居住されている地域の社会福祉協議会までお申出ください。

※生活保護世帯は、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、就学者のために最小限必要な額を対象とします。

○ 就学（予定）者が未成年（17歳以下）、成年（18歳以上）の場合

就学（予定）者が未成年の場合

生計中心者が借入申込者、就学（予定）者が連帯借受人となります。その場合、原則として連帯保証人は不要となります。

また、貸付けにあたり親権者の同意が必要です。

就学（予定）者が成年の場合

就学予定者が借入申込者、生計中心者が連帯借受人となり、原則として連帯保証人は不要となります。ただし、就学予定者が生計中心者であるために、連帯借受人を立てられない場合は、原則として借入申込者と別世帯の65歳未満で安定した収入のある連帯保証人（1名）が必要となります。

○ 民生委員の調査・支援について

申込みにあたり、居住地を担当する民生委員が調査を行います。

また、貸付後は、民生委員の必要な相談支援を受けることとなります。

○ 申込に必要な添付書類

申込にあたっては、借入申込書に次の書類を添付してください。

- ① 戸籍謄本（戸籍の全部事項証明、発行後3か月以内）
- ② 生計中心者の資力がわかる書類（所得証明書、源泉徴収票の写し、確定申告書写し、給与明細書3か月分の写し等のいずれか）
- ③ その他世帯で収入がある方について収入が確認できる書類（年金通知・給与明細等）の写し
- ④ 借入申込者・連帯借受人の本人確認ができる書類（「住民票」本籍記載・発行後3か月以内の世帯全員分、「運転免許証等の写し」）
*外国籍の方の場合は、上記に加えて、在留カードの写し
- ⑤ 新入生は「合格通知書又は入学許可通知書等」、在學生は「在学証明書等」

- ⑥ 借入に必要な額の根拠がわかる書類（学校が作成した入学金・授業料・諸経費が記載されている資料等）
- ⑦ 連帯保証人の資力が明らかになる書類、本人確認書類
※連帯保証人が必要な場合
- ⑧ その他岐阜県社会福祉協議会が必要とする書類

○ 貸付の決定等

岐阜県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会から借入申込みに係る書類の送付を受けたときは、内容を審査し、貸付けの適否を決定して、市町村社会福祉協議会を經由し、借入申込者に貸付決定（不承認）通知書を交付いたします。

○ 貸付金の交付

貸付けが決定すれば、「借用書」に借入申込者、連帯借受人、親権者（未成年者の場合、ご両親とも）、連帯保証人（必要な場合）が署名捺印し、「印鑑登録証明書」（ご両親の場合は両方とも）を添付して受付した市町村社会福祉協議会に提出してください。

※未成年の場合、印鑑登録証明書の提出は不要ですが、18歳になれば提出が必要です。

市町村社会福祉協議会から「借用書」等が届き、記載内容に不備がなければ、借入申込者の口座に当年度必要な貸付金を送金いたします。

※翌年度以降の貸付金は、毎年、就学者の修学状況を確認した後、必要な額を送金します。

※貸付金の送金は、所定の手続きが必要なため、希望される日に対応できない場合があります。その場合は、学校側と学費等の延納についてご相談をお願いします。

○ 貸付金の償還

学校卒業後、据置期間（6カ月以内）経過後、償還が始まります。

原則口座振替により、期限までに貸付金を償還していただきます。

※口座振込手数料等は借受者負担となります。

なお、災害その他やむを得ない事情のため、定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるときは、届け出により、貸付金の償還を猶予することができます。（原則1年以内）

○ 延滞利子

償還期限までに償還されなかった場合は、延滞元金につき年3%の率をもって、当該償還期限の翌日から償還した日までの日数により計算した延滞利子を徴収します。

○ 申込にあたって注意いただくこと

- ・借入のご相談・申込みは居住されている地域の市町村社会福祉協議会又は民生委員となります。
- ・ご相談・申込みを進める際、貸付事業を円滑に実施することを目的に、必要の範囲内で

個人情報を取得し、自立相談支援機関等関係機関へ提供いたします。

- ・市町村社会福祉協議会又は岐阜県社会福祉協議会から、契約の内容等に関する問合せや定期的な報告を求める場合がありますので、必ず回答・報告をしてください。
 - ・退学、留年、休学、転学等したとき又は修学に関し他の資金の貸付や給付（生活保護含む）を受けた場合は、速やかにその旨を市町村社会福祉協議会又は岐阜県社会福祉協議会に届け出てください。
- また、住所・氏名等の変更があったときも、同様に速やかに届け出てください。
- ・退学等により貸付を辞退する場合は、必ず「辞退届」を提出してください。
 - ・岐阜県社会福祉協議会は、借受人が次の事項の一つに該当すると判断した場合、貸付金の全部又は一部につき、一括償還を請求し、又は将来に向かって貸付けを停止若しくは貸付契約を解除いたします。

- (1) 貸付金の用途をみだりに変更し、又は他に流用したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき
- (3) その責務に違反したとき
- (4) 借受期間中に就職等による自立又は必要な資金の融通を他から受けるなどしたとき
- (5) 退学等により貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき
- (6) 借入後に生活保護の受給を開始したとき
- (7) 民事保全又は民事執行の申立てを受けたとき
- (8) 破産等の申立てをし、又は申立てを受けたとき
- (9) 岐阜県社会福祉協議会から求められた貸付限度額等の変更に応じないとき
- (10) 借受人又は借受人の属する世帯の者が暴力団員であることが判明したとき
- (11) その他貸付け又は貸付契約を継続しがたい事由が生じたとき

相談、お問合せは

お住まいの市町村社会福祉協議会まで

お問合せは

実施主体

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会

〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館

TEL 058-201-1547